

## 平成28年熊本地震「民間賃貸住宅入居支援助成金」のご案内

### 1. 助成の内容

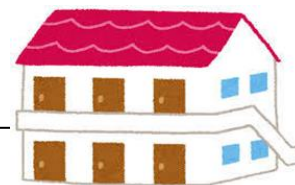
平成28年熊本地震のため住居が被災したことにより、応急的な住まいでの居住を余儀なくされた方が、住まいの再建先として民間賃貸住宅に入居した際に要した初期費用を定額で助成します。

※住まいの再建先は、熊本県内の民間賃貸住宅に限ります。

※「民間賃貸住宅」には、公営住宅や社宅・官舎・寮などの給与住宅は含まれません。

※みなし仮設住宅として入居していた住宅を、そのまま住まいの再建先として、新たにご自身で契約（二者契約）された場合も対象となります。

※みなし仮設住宅の契約中は対象となりません。



### 2. 対象者

◆ 以下の①～③のいずれかに該当する方が、住まいの再建先として「民間賃貸住宅」に入居した場合に対象となります。

- ① 熊本市が発行した「住家のり災証明書」の判定が『全壊・大規模半壊』の方
- ② 熊本市が発行した「住家のり災証明書」の判定が『半壊』で、その住家の解体をした方
- ③ 応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅、みなし仮設住宅）の入居者で、供与期間中に退去した方（供与期間が延長になった場合は、延長期間内に退去した方）

※すでに民間賃貸住宅への入居が完了している方も対象となります。

### 3. 助成額

#### 1世帯あたり 20万円

※「り災証明書」上の世帯が対象となります。1世帯につき、1回に限り申請可能です。

※ ただし、り災証明書の交付を受けた複数の世帯が同一の民間賃貸住宅に入居した場合は、一つの世帯とみなします。

※ 自宅再建利子助成、リバースモーゲージ利子助成、公営住宅入居初期経費助成との併給はできません。

裏面も必ずご確認ください

#### 4. ご提出いただく書類

- 熊本市民間賃貸住宅入居支援助成金交付申請書（申請窓口または市ホームページで入手できます）
- 熊本市が発行した住家のり災証明書の写し
- 再建先の住宅へ入居後の住民票の写し（世帯全員分の続柄が記載されたもの）  
※「り災証明書」の提示により、交付手数料が免除される場合があります。
- 入居した民間賃貸住宅の契約書の写し（賃貸借契約書など）  
※契約者名、契約日、入居住所等の入居先情報が分かる部分
- 助成金の振込先口座の通帳の写し
- 半壊の方は自宅の解体を証明する書類（解体証明書等）  
※申請には、印鑑（シャチハタ不可）が必要となります。  
※入居に要した費用（礼金・仲介手数料等）の領収書は不要です。

#### 5. 申請手続き

- 民間賃貸住宅への入居完了後、郵送 または 申請窓口 にてお手続きください。

##### 【郵送先】

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1

「復興総室住まい再建助成金担当 宛」

##### 【申請窓口】

各区役所 助成金受付窓口（総合相談窓口内）

受付時間：月～金曜日の9:00～16:00（祝日除く）

[中央区]: 中央区役所1階(64番窓口) [東区]: 東区役所1階 [西区]: 西区役所1階

[南区]: 南区役所1階

[北区]: 北区役所3階

- 申請期限

再建先の民間賃貸住宅に入居した日から、6ヶ月経過した日又は令和2年(2020年)2月28日のいずれか早い日までに、申請してください。

#### 注意事項（よくお読み下さい）

1. 助成金の申請受付後、審査のうえで支給を決定します。
2. 毎月末日までの申請受付分を、翌月20日（休日の場合は翌営業日）に指定の口座に振り込みますので、予めご了承下さい。（支給に当たっては、決定通知書を送付します。）
3. 申請書の記載誤り等があった場合は、支給までに時間を要する又は支給できない場合がありますので、ご注意下さい。（この場合、個別にご連絡させていただく場合があります）
4. 不正に助成金の交付を受けた場合は、ただちに返還していただきます。
5. 支給前に、世帯の全員が亡くなられた場合は、助成対象となりません。

#### お問い合わせ先

【熊本市すまい再建助成金コールセンター】

TEL : 0570-003-157